

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

農林水産大臣 坂本 哲志

令和6年4月26日付け（4月26日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

## 記

## 1 請求のあった行政文書の名称等

- ①食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案〔令和6年〕御説明資料
- ②食料供給困難事態対策法案〔令和6年〕御説明資料
- ③食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案〔令和6年〕御説明資料

具体的な開示する行政文書：

- ①食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案説明資料、②食料供給困難事態対策法案（仮称）説明資料、③食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料

## 2 不開示とした部分とその理由

- ① 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案説明資料  
不開示部分なし。
- ② 食料供給困難事態対応法案（仮称）説明資料  
表紙を除く、33頁12行目～27行目、46頁10行目～31行目及び58頁19行目2文字目～12文字目、21行目35文字目～22行目5文字目

当該情報は、農林水産省内外との意見交換に関する情報であって、最終結論には至っていないことから、公にすることにより、外部からの圧力を受け意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示としました。

- ③ 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料

表紙2頁を除く、19頁3～17行目及び右上の写真

当該情報は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより当該法人等又は個人の競合他社に勝る地位やノウハウ、事業を行う上での内部管理情報等が明らかになり、競合他社に容易に模倣されることや適正な事業の実施に支障が生じることになるなど当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当し、不開示としました。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）